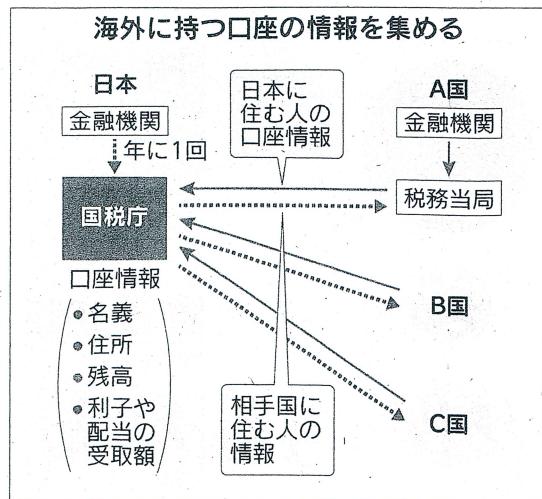


海外の口座情報監視

政府は海外に資産を持つ富裕層による租税回避（3面きょうのことば）の監視を強化する。40カ国を超す税務当局と連携して日本に住む人が海外に持つ預金などの口座情報を捕捉し、2018年から国税庁に集約させる。ケイマン諸島など英領の租税回避地（タックスヘイブン）の協力も得る。国境を越えた税逃れに国際連携で対抗する。（関連記事3面）

18年から、40カ国超と連携



海外にある財産の相続の申告漏れは13年事務年度（13年7月～14年6月）に前年度の6倍強の年間に163億円と急増している。国税庁はこうした事態を重く見ており、14年からは海外に5000万円を超す資産を持つ人に對して税務署への申告を義務付けている。

新たな枠組みによると、国税庁は日米欧など主要20カ国・地域（G20）と先進国を中心とした経

口座を開くときには、生年月日や居住地國、その國の納税者番号などを記載するよう求める。金融機関は年末時点に存在する口座の情報を翌年4月までに本店を管轄する

済協力開発機構（OEC）

Dの加盟34カ国に加え、

英領バージン諸島、ケイ

マン諸島、バミューダ、

マニ島など英領のいわゆ

る「タックスヘイブン」

からも日本人の海外口座

の情報を得られる。

国税庁は17年末時点で

日本人が海外に持つ預

金、証券、保険などの金

融口座の名義、住所、残

高、利子や配当の年間受

取額などの情報を連携す

る海外の税務当局から18

年以降も年末時点の情報

を翌年9月までに集約す

る。海外当局からオンラインで情報を受け取れる

口座の保有者が亡くなったときに、財産の相続人が正しく相続税を納めているかも調べる。

例えば、海外駐在中に

米国とフランスなど複数

の国で銀行口座を開いた

サラリーマンなどの口座

の情報も18年からは把握

できる。合算して500

0万円を超えないれば問

題ないが、超えるのに税

務署に故意に申告しなか

つたり、虚偽の記載をし

たりした場合などには1

年以下の懲役または50万

円以下の罰金を科す。

国税庁も各國の税務当局に対し相手国に住んでいる人が日本に持つ口座の情報を与える。国内の

公平性損ね各国で問題に

▽…国によって異なる税制の隙を突く行き過ぎた節税や、ときには違法な方法で税金の支払いを逃れる行為のこと。国際的に活動する多国籍企業や富裕層による租税回避が各国で問題になっている。主に国内でしか活動できない企業や個人との公平さを損ねるほか、税収を減らす要因にもなる。

▽…海外にある資産は把握しづらい、租税回避の行為を見つけるのは難しい。監視体制を強化する契約

▽…日本では海外の5000万円超の金融や不動産などの資産を報告するよう義務付ける制度が14年に始まり、相続税などをきちんと納めているか確認する。

ざっくりのQ&A

租税回避

富裕層の租税回避を防ぐ仕組み

金融資産の含み益に課税	金融資産1億円以上を持つ人には海外に移住する際に含み益に所得税を課す →7月から開始
国外財産調書制度	海外に5000万円超の資産を持つ人は届け出が必要 →2014年に開始し、15年から罰則適用
租税条約	国税庁が海外の当局と脱税の疑いがある人の情報を交換 →18年からは40カ国超と毎年、金融口座の情報を交換

金融資産を持つ人には海外に移住する際に含み益に課税する制度が始まる。7月からは1億円以上の金融資産を持つ人が海外に移住する際には、含み益に課税する制度が増えており、課税を逃れてる富裕層が増えている事態に

金融機関に対して情報提供を義務付けるため、26

日召集の通常国会に租税

条約実施特例法改正案を

出し、成立を目指す。

外国人に住む人が日本で

口座を開くときには、生

年月日や居住地國、その

國の納税者番号などを記

載するよう求める。金融

機関は年末時点に存在す

る口座の情報を翌年4月

までに本店を管轄する

口座を開くときには、生

年月日や居住地國、その

國の納税者番号などを記</